

鈴鹿市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月24日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第35号

鈴鹿市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鈴鹿市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和34年鈴鹿市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(災害出動手当の額)</p> <p>第14条 災害出動手当は、災害対策本部の指示により従事した場合に支給し、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、国又は他の地方公共団体等からの要請に基づき本市の区域外の区域に派遣され、災害業務に従事したとき(国又は他の地方公共団体等から当該災害業務に対する給与その他の給付の支給を受けるときを除く。)</u> 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額</p> <p><u>ア 従事した区域又は作業が市長が定</u></p>	<p>(災害出動手当の額)</p> <p>第14条 災害出動手当は、災害対策本部の指示により従事した場合に支給し、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 従事した時間が4時間以上であるとき</u> <u>1日につき300円</u></p>

<p><u>める場合で、従事した時間が2時間以上であるとき 1日につき2,160円</u></p> <p><u>イ 深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に従事した場合で、従事した時間が2時間以上であるとき</u></p> <p><u>1日につき1,620円</u></p> <p><u>ウ ア及びイに掲げるもののほか、従事した時間が2時間以上であるとき 1日につき1,080円</u></p> <p><u>(2) 前号以外の場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</u></p> <p><u>ア 従事した時間が4時間以上であるとき 1日につき300円</u></p> <p><u>イ 従事した時間が2時間以上4時間未満であるとき 1日につき150円</u></p>	<p><u>(2) 従事した時間が2時間以上4時間未満であるとき 1日につき150円</u></p>
---	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の鈴鹿市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年1月1日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定により令和6年1月1日から同年11月30日までの期間に係る災害出動手当を支給する場合における改正後の規則第18条の規定の適用については、同条中「翌月の給料支給日」とあるのは、「市長が別に定める日」とする。